

保発 0527 第 3 号

令和 4 年 5 月 27 日

都道府県知事  
地方厚生（支）局長

} 殿

厚生労働省保険局長

（公印省略）

「柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準」の一部改正について

「柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準」（昭和 33 年 9 月 30 日付け保発第 64 号厚生省保険局長通知）について、その一部を別紙のとおり改正し、初検、往療及び再検の注 3 に係る改正は令和 4 年 6 月 1 日以降の施術分から、備考 9 に係る改正は令和 4 年 10 月 1 日以降の施術分から適用することとしたので、貴管下の関係者に周知を図るとともに、円滑に取り扱われるよう御配慮願いたい。

## 「柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準」(昭和 33 年9月 30 日付け保発第 64 号)

(傍線部分が改正部分)

改正後		改正前																					
柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準		柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">初検、往療及び再検</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 初 検 料</td> <td>1,520 円</td> </tr> <tr> <td>2. 初検時相談支援料</td> <td>100 円</td> </tr> <tr> <td>3. 往 療 料</td> <td>2,300 円</td> </tr> <tr> <td>4. 再 検 料</td> <td>410 円</td> </tr> </tbody> </table>		初検、往療及び再検		1. 初 検 料	1,520 円	2. 初検時相談支援料	100 円	3. 往 療 料	2,300 円	4. 再 検 料	410 円	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">初検、往療及び再検</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 初 検 料</td> <td>1,520 円</td> </tr> <tr> <td>2. 初検時相談支援料</td> <td>100 円</td> </tr> <tr> <td>3. 往 療 料</td> <td>2,300 円</td> </tr> <tr> <td>4. 再 検 料</td> <td>410 円</td> </tr> </tbody> </table>		初検、往療及び再検		1. 初 検 料	1,520 円	2. 初検時相談支援料	100 円	3. 往 療 料	2,300 円	4. 再 検 料	410 円
初検、往療及び再検																							
1. 初 検 料	1,520 円																						
2. 初検時相談支援料	100 円																						
3. 往 療 料	2,300 円																						
4. 再 検 料	410 円																						
初検、往療及び再検																							
1. 初 検 料	1,520 円																						
2. 初検時相談支援料	100 円																						
3. 往 療 料	2,300 円																						
4. 再 検 料	410 円																						
注 1.・2. (略) 3. 往療距離が片道 4 キロメートルを超えた場合は、 <u>2,550 円</u> とする。 4. ～6. (略)		注 1.・2. (略) 3. 往療距離が片道 4 キロメートルを超えた場合は、 <u>2,700 円</u> とする。 4. ～6. (略)																					
備考 1. ～8. (略) 9. <u>患者から一部負担金の支払いを受けるときは明細書を無償で交付する施術所である旨をあらかじめ地方厚生(支)局長に届け出た施術所において、明細書を無償で交付する旨を施術所内に掲示し、明細書を無償で患者に交付した場合は、令和 4 年 10 月 1 日以降の施術分から、明細書発行体制加算として、月 1 回に限り、13 円を算定する。</u>		備考 1. ～8. (略) <u>(新設)</u>																					